

美里町立中塚小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校は、本校の児童の尊厳を保持するため、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定する。

II いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

III いじめの防止等に関する基本的な考え

1 いじめの防止

(1) 基本的考え方

児童一人ひとりが自己有用感や充実感を感じて、自己実現に向けて、伸び伸びと生活ができる学校環境をつくるために、全職員で児童指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、定期的なアンケートを実施するとともに、日常的な児童の行動の様子を把握したり、学校の取組状況を学校評価等で適宜に評価し、それをもとに改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

(2) いじめの防止のための措置

- ① 職員会議や校内研修において本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ② 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が日常にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。
- ③ 学校教育活動全体に通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、児童の豊かな情操や道徳心、社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての交流体験学習や宿泊体験学習などの社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。
- ④ 授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般を通して、自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力、ストレスに適切に対処できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

2 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校の内外にかかわらず地域の保護者との連携をとりながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

- 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配り、個人ノートや生活ノート、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。また、月に1回、「学校生活アンケート」調査（※保存期間は当該児童が卒業するまで、聴取結果等をまとめた二次資料は5年間の保存）を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- 毎月のいじめ認知件数が「0」の場合は、学校だより、学年だより等で児童・保護者に公表し検証を促す。

② 体制整備とその点検

- 児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。また、教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、いじめチェックシートを活用し、定期的に体制を点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、当該児童の保護者のみならず、場合によっては、PTAに周知を図り、保護者全体から協力を得て、解決や事後の見守りがより円滑に進むようにする。また、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

4 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

【いじめ対策年間指導計画】

月	活動内容	月	活動内容
4	学校生活アンケート 学級懇談会 PTA総会 家庭訪問	10	学校生活アンケート
5	学校生活アンケート	11	学校生活アンケート 学級懇談会
6	学校生活アンケート 小中研修会 幼保小研修会	12	学校生活アンケート 学校評価アンケート
7	学校生活アンケート 学級懇談会 教育相談 学校評議委員会中 坪小の子どもを考える会	1	学校生活アンケート 学校評議委員会
8	学校生活アンケート 校外巡視 校内研修	2	学校生活アンケート 一日入学 小中研修会 幼保小研修会 学級懇談会
9	学校生活アンケート	3	学校生活アンケート 中学校引き継ぎ

(2) 特に配慮が必要な児童の対応

以下の児童については、個々の児童の特性や家庭状況等の理解を深め、学校全体で個のニーズに応じた適切な指導及び支援を行う。

- 障害のある児童
- 帰国子女、外国人の児童など外国とつながる児童
- 性同一障害などの児童
- 東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童

(3) 組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者などの外部専門家を加える。

【いじめ問題対策委員会】

